



発行 新潟県

第2号

令和6年1月9日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 1 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業立地課）

告 示

- 7 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 8 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 9 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 10 保安林の指定予定（治山課）
- 11 保安林の指定予定（治山課）
- 12 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 13 公共測量の実施通知（監理課）
- 14 公共測量の終了通知（監理課）
- 15 公有水面埋立ての竣功認可（港湾整備課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 一般競争入札の実施（地域医療政策課）
- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 林業種苗生産事業者講習会の開催（治山課）

規 則

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月9日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第1号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(不均一課税の基準)	(不均一課税の基準)
第1条の2 条例第1条の2及び第2条第1号の県外から移転して整備するものとして規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部門のうち特定業務施設の整備により移転を行ったものが地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定（同条第4項の規定による変更の認定があったときは、その変更の認定）の申請の時に所在している事業所が、県外に所在するものであることとする。	第1条の2 条例第1条の2及び第2条第1号の県外から移転して整備するものとして規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部門のうち特定業務施設の整備により移転を行ったものが地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定（同条第4項の規定による変更の認定があったときは、その変更の認定）の申請の時に所在している事業所が、県外に所在するものであることとする。
(1) 拡充型事業により整備する特定業務施設が地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「府令」という。）第8条第1号に該当する場合 <u>府令第8条第1号イからへまでに掲げる</u> 部門のうち当該特定業務施設で行う業務に係るもの	(1) 拡充型事業により整備する特定業務施設が地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「府令」という。）第8条第1号に該当する場合 <u>府令第8条第1号イからホまでに掲げる</u> 部門のうち当該特定業務施設で行う業務に係るもの
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第7号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和6年1月9日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
桑原 春洋	小児科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	R6.1.1	第15条第1項の医師に指定した
坂口 彰	整形外科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2丁目11番3号	〃	〃
安部 舜	外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
末森 理美	外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃

谷藤 理	整形外科	新潟県立燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
小南 亮	リハビリテーション科	立川メディカルセンター悠遊健康村病院	長岡市大字日越337番地	〃	〃

◎新潟県告示第8号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和6年1月9日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
渡辺 渡	小児科	渡辺渡医院	上越市清里区 平成215-25	R5.10.24

◎新潟県告示第9号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和5年10月新潟県告示第1126号）の一部を令和5年12月26日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年1月9日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 <u>133.056</u> トン		新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 <u>123.056</u> トン
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 <u>59.128</u> トン		新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 <u>69.128</u> トン
3～4	（略）	3～4	（略）

◎新潟県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年1月9日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字大下字袖ノ坪176の2、179、181の1、182、字宮ノ南205、207、210から212まで、214、220、223、225の1、226、227の1、228の2、229、230の2、231の2、232の1、233の1、字砂荒250の1から250の4まで、251、252の1、252の2、253から256まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年1月9日

新潟県知事 花角英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市北片辺2292、2309の3から2309の7まで、2310の1から2310の4まで、2311の1から2311の4まで、2315の1、2315の3から2315の5まで、2316から2320まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を令和5年12月26日認可した。

令和6年1月9日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第13号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年1月9日

新潟県知事 花角英世

1 作業種類 公共測量（空中写真測量）

2 作業期間 令和5年12月21日から令和6年3月15日まで

3 作業地域 新潟市西区、西蒲区（一部地域）12km²

◎新潟県告示第14号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年1月9日

新潟県知事 花角英世

1 作業種類 公共測量（県営防災重点農業用ため池緊急整備事業 栗山地区用地測量）

2 作業期間 令和5年7月20日から令和5年12月14日まで

3 作業地域 小千谷市真人町地内

◎新潟県告示第15号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認

可した。

令和6年1月9日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 竣功認可年月日

令和5年12月25日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

第2工区

新潟県新潟市中央区窪田町字浜浦5337-5から海辺町二番町4001-7を経て西船見町字浜浦5932-781に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結ぶ平成6年の秋分の満潮位(D.L.+0.53m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟港西蒲区新赤灯台(北緯37度57分21秒、東経139度04分19秒)から221度37分59秒, 2018.141メートルの地点

②の地点 ①の地点から266度58分38秒67.071メートルの地点

③の地点 ②の地点から235度51分01秒53.479メートルの地点

④の地点 ③の地点から234度48分57秒182.986メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から325度03分16秒273.252メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から55度04分36秒659.939メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から125度21分31秒338.157メートルの地点

(3) 面積

213,263.85平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成8年2月15日 新潟県港第440号

平成12年7月6日 新潟県港第150号

平成19年6月18日 港整第174号

平成26年4月1日 新潟県港整第132号

平成26年11月27日 新潟県港整第345号

平成30年4月27日 新潟県港整第64号

令和元年10月10日 新潟県港整第192号

令和4年4月18日 新潟県港整第39号

令和5年10月26日 新潟県港整第297号

5 法第22条第3項の市町村(閲覧場所)

新潟市

公 告

予算の公表について(公告)

令和5年12月26日新潟県議会において議決された令和5年度新潟県一般会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和6年1月9日

新潟県知事 花角 英世

令和5年度新潟県一般会計補正予算

令和5年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,261,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,365,022,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第9款 国庫支出金		千円 154,489,345	千円 261,048	千円 154,750,393	
	第1項 国庫負担金	27,823,207	230,449	28,053,656	
	第2項 国庫補助金	124,665,058	30,599	124,695,657	
第12款 繰入金		24,472,256	2,700,000	27,172,256	
	第2項 基金繰入金	19,843,945	2,700,000	22,543,945	
第13款 諸収入		235,969,493	300,474	236,269,967	
	第6項 収益事業収入	2,075,179	274,449	2,349,628	
	第8項 雑収入	5,395,068	26,025	5,421,093	
歳 入	合計	1,361,760,822	3,261,522	1,365,022,344	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,414,642 千円	3,490 千円	1,418,132 千円
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	26,528,777	87,124	26,615,901
	第2項 総 務 管 理 費	6,037,145	22,148	6,059,293
	第3項 統 計 調 査 費	10,402,019	27,742	10,429,761
	第4項 徴 税 費	540,291	4,555	544,846
	第5項 市 町 村 振 興 費	7,067,525	25,198	7,092,723
	第6項 選 挙 費	1,125,670	3,035	1,128,705
	第7項 人 事 委 員 会 費	977,978	713	978,691
	第8項 監 査 委 員 費	140,479	1,627	142,106
		237,670	2,106	239,776
第3款 環 境 費	第1項 環 境 政 策 費	5,407,729	204,487	5,612,216
	第2項 環 境 対 策 費	807,782	2,258	810,040
	第3項 資 源 循 環 推 進 費	768,992	4,005	772,997
	第4項 防 災 費	603,630	1,700	605,330
		3,227,325	196,524	3,423,849
第4款 福 祉 保 健 費		197,705,330	119,401	197,824,731

	福祉保健費	22,056,115	63,108	22,119,223
	第1項 福祉保健費	22,056,115	63,108	22,119,223
	第2項 国保・福祉指導費	44,964,876	2,375	44,967,251
	第3項 地域医療政策費	12,136,211	3,979	12,140,190
	第4項 医師・看護職員確保対策費	2,263,440	2,252	2,265,692
	第5項 高齢福祉保健費	44,208,176	3,120	44,211,296
	第6項 健康対策費	4,540,117	2,841	4,542,958
	第7項 生活衛生費	5,445,520	5,162	5,450,682
	第8項 障害福祉費	23,199,505	26,385	23,225,890
	第9項 子ども家庭費	25,744,812	5,978	25,750,790
	第10項 感染症対策費	13,146,558	4,201	13,150,759
第5款 労働費		2,971,307	8,390	2,979,697
	第1項 労働委員会費	116,976	1,141	118,117
	第2項 しごと定住促進費	659,825	1,602	661,427
	第3項 雇用能力開発費	2,194,506	5,647	2,200,153
第6款 産業費		223,014,259	29,111	223,043,370
	第1項 産業政策費	2,324,716	4,009	2,328,725
	第2項 地域産業振興費	200,221,769	3,123	200,224,892
	第3項 創業・イノベーション推進費	2,849,113	9,226	2,858,339
	第4項 産業立地費	11,182,570	1,323	11,183,893
	第5項 観光費	1,737,458	2,040	1,739,498
	第6項 国際観光費	270,067	1,270	271,337

第7項	文	化	費	2,761,489	6,687	2,768,176	
第8項	ス	ポ	ツ	1,667,077	1,433	1,668,510	
第7款	農	林	水	産	業	費	
第1項	農	業	総	務	費	67,393,299	
第2項	地	域	農	政	推	進	
第3項	農	産	園	芸	費	3,404,316	
第4項	經	営	普	及	費	7,345,037	
第5項	食	品	・	流	通	費	
第6項	畜	産	業	費	1,915,350	1,531,762	
第7項	水	産	業	費	3,367,280	3,035,534	
第8項	林	業	費	11,105,344	2,481	509,519	
第9項	農	地	管	理	費	1,531,762	
第10項	農	地	基	盤	整	備	
第11項	農	地	計	画	費	19,763	
第8款	土	木	費	143,984,268	138,704	144,122,972	
第1項	土	木	管	理	費	10,906,239	
第3項	河	川	海	岸	費	22,261,055	
第6項	建	築	費	20,443,383	5,689	22,266,744	
第7項	交	通	策	費	8,576	20,451,959	
第9款	警	察	費	50,838,065	13,059	3,643,081	
第5項	食	品	・	流	通	費	
第6項	畜	産	業	費	23,856	1,555,618	
第7項	水	産	業	費	19,763	3,055,297	
第8項	林	業	費	11,105,344	25,881	11,131,225	
第9項	農	地	管	理	費	3,645	6,676,940
第10項	農	地	基	盤	整	備	
第11項	農	地	計	画	費	39,015	27,246,315
第12項	農	地	計	画	費	2,137	1,300,699
第13項	農	地	計	画	費	138,704	144,122,972
第14項	農	地	計	画	費	111,380	11,017,619
第15項	農	地	計	画	費	5,689	22,266,744
第16項	農	地	計	画	費	8,576	20,451,959
第17項	農	地	計	画	費	13,059	3,643,081
第18項	農	地	計	画	費	557,386	51,395,451

第10款	教 育 費	第1項 警 察 管 理 費	46,936,239	557,386	47,493,625
		第1項 教 育 総 務 費	156,723,820	1,619,803	158,343,623
		第2項 小 学 校 費	7,514,583	31,113	7,545,696
		第3項 高 等 学 校 費	76,804,282	1,096,827	77,901,109
		第4項 特 別 支 援 学 校 費	41,621,660	319,287	41,940,947
		第8項 私 学 教 育 振 興 費	17,253,588	171,198	17,424,786
			10,543,225	1,378	10,544,603
第11款	災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,690,973	89,107	7,780,080
		第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,692,560	2,357	2,694,917
			4,639,470	86,750	4,726,220
歳 出	合 計		1,361,760,822	3,261,522	1,365,022,344

第2表 繰越明許費				
款	項	業 名	金 額	額
第3款 環境費	第4項 防災費	新潟県航空消防防災体制整備費	187,643	千円
合	計		187,643	

第3表 債務負担行為補正		1 追加		事項	期間	限度額	説明
新潟県障害者リハビリテーションセンター、新潟県障害者交流センター、新潟県聴覚障害者情報センター及び新潟県視覚障害者情報センター管理協定		令和6年度から令和10年度まで		906,140千円			
離職者等再就職訓練委託契約		令和6年度から令和7年度まで		316,800千円			
新潟県埋蔵文化財センター管理協定		令和6年度から令和10年度まで		79,395千円			
県営漁港維持補修工事請負契約		令和6年度		2,000千円			
県営漁港整備工事請負契約		令和6年度		25,000千円			
県営漁港調査委託契約		令和6年度		10,000千円			
林道開設事業工事請負契約		令和6年度		140,000千円			
土砂災害緊急治山事業工事請負契約		令和6年度		20,000千円			
土砂災害緊急治山工事調査委託契約		令和6年度		10,000千円			
一般国道350号緊急地方道路整備工事請負契約		令和6年度		90,000千円			
県道佐渡一周線緊急地方道路整備（海岸護岸）工事請負契約		令和6年度		240,000千円			

県道佐渡一周線緊急地方道路整備(軽量盛土)工事請負契約	令和6年度	60,000千円	
県道両津真野赤泊線緊急地方道路整備工事請負契約	令和6年度	120,000千円	
県道多田皆川金井線緊急地方道路整備工事請負契約	令和6年度	200,000千円	
一般国道402号物件補償契約	令和6年度	84,000千円	
山の下閘門排水機場特定構造物改築(ポンプ設備)工事請負契約	令和6年度から令和7年度まで	280,000千円	
中川原地区総合流域防災(砂防)工事請負契約	令和6年度	68,000千円	
新潟県立大潟水と森公園管理協定	令和6年度から令和10年度まで	165,345千円	
地すべり対策観測委託契約	令和6年度	203,000千円	
道路施設点検委託契約	令和6年度	900,000千円	
緊急地方道路整備工事請負契約	令和6年度	996,600千円	
海岸侵食対策工事請負契約	令和6年度	185,000千円	
総合流域防災(砂防)工事請負契約	令和6年度	220,000千円	
地すべり対策工事調査委託契約	令和6年度	28,000千円	
公園整備工事請負契約	令和6年度	480,000千円	

土木施設等環境整備対策工事請負契約	令和6年度	71,000千円
道路維持調査委託契約	令和6年度	37,000千円
道路維持管理工事請負契約	令和6年度	275,400千円
道路維持管理委託契約	令和6年度	441,500千円
奥只見シルバライン維持管理委託契約	令和6年度	35,000千円
弥彦山・七浦道路維持管理工事請負契約	令和6年度	7,000千円
舗装道維持修繕工事請負契約	令和6年度	141,000千円
道路改築整備工事請負契約	令和6年度	56,000千円
地域づくり基盤道路整備工事請負契約	令和6年度	632,000千円
道路安全施設工事請負契約	令和6年度	555,000千円
道路改善工事請負契約	令和6年度	118,000千円
道路防災対策工事請負契約	令和6年度	20,000千円
舗装道補修工事請負契約	令和6年度	736,000千円
橋りょう補修工事請負契約	令和6年度	10,000千円

防災・防雪施設補修工事請負契約	令和6年度	10,000千円	
道路除雪付帯工事請負契約	令和6年度	400,000千円	
道路融雪施設補修工事請負契約	令和6年度	75,000千円	
道路融雪施設管理工事請負契約	令和6年度	48,000千円	
河川調査委託契約	令和6年度	80,000千円	
防災情報施設保守点検業務委託契約	令和6年度	52,000千円	
河川維持工事請負契約	令和6年度	234,000千円	
河川維持流量観測委託契約	令和6年度	3,000千円	
河川海岸巡視委託契約	令和6年度	82,000千円	
河川施設補修工事請負契約	令和6年度	100,000千円	
河川管理施設操作委託契約	令和6年度	20,000千円	
河川水質調査委託契約	令和6年度	11,000千円	
河川整備工事請負契約	令和6年度	60,000千円	
海岸維持工事請負契約	令和6年度	6,000千円	

海岸施設補修工事請負契約	令和6年度	70,000千円	
ダム堆砂測量委託契約	令和6年度	5,500千円	
ダム流木処理業務委託契約	令和6年度	4,000千円	
ダム堆積土浚渫工事請負契約	令和6年度	7,000千円	
ダム堆積土浚渫委託契約	令和6年度	6,500千円	
災害関連緊急調査委託契約	令和6年度	12,000千円	
土砂災害・火山噴火緊急工事請負契約	令和6年度	105,000千円	
地すべり防止工事調査委託契約	令和6年度	8,000千円	
公園維持補修工事請負契約	令和6年度	15,000千円	
展望室（朱鷺メッセ）管理協定	令和6年度から 令和10年度まで	57,235千円	
港湾改修費工事請負契約	令和6年度	315,000千円	
港湾環境整備費工事請負契約	令和6年度	140,000千円	
港湾施設改良統合補助費工事請負契約	令和6年度	387,000千円	
港湾海岸保全費工事請負契約	令和6年度	112,000千円	

港湾施設改修工事請負契約	令和6年度	100,000千円	
港湾施設改修統合補助工事請負契約	令和6年度	110,000千円	
港湾施設改修統合補助業務委託契約	令和6年度	2,000千円	
港湾海岸保全工事請負契約	令和6年度	140,000千円	
港湾整備工事請負契約	令和6年度	69,000千円	
港湾維持修繕工事請負契約	令和6年度	126,500千円	
港湾等調査委託契約	令和6年度	15,000千円	
港湾維持管理委託契約	令和6年度	9,000千円	
当直用寝具賃借契約	令和6年度	22,525千円	
警察官用被服製造請負契約	令和6年度	42,324千円	
施設補修工事請負契約	令和6年度	3,000千円	
警察ヘリコプター耐空証明等整備契約	令和6年度	102,425千円	
安全運転管理者講習委託契約	令和6年度	46,962千円	
公安委員会手数料等収納業務委託契約	令和6年度から 令和8年度まで	112,353千円	

交通安全施設整備工事請負契約	令和6年度	200,000千円	
交通信号機用LED電球購入契約	令和6年度	45,488千円	
県立学校等電力需給契約	令和6年度から 令和7年度まで	1,053,337千円	

2 変更		事項	補正		補正		後	説明
			期間	限度額	期間	限度額		
		運転免許センター長岡支所空調設備 改修工事請負契約	令和6年度	63,800千円	令和6年度	77,504千円		明

令和5年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 電気事業費用	千円 7,343,241	千円 11,096	千円 7,354,337
第1項 営業費用	6,524,551	11,027	6,535,578
第3項 事業外費用	655,556	69	655,625

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 1,048,881	千円 1,059,977

令和5年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 工業用水道事業費用	千円 2,111,556	千円 3,366	千円 2,114,922
第1項 営業費用	2,077,426	3,366	2,080,792

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額594,082千円は、次のとおり補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 615,619	千円 72	千円 615,691
第1項 建設改良費	490,910	72	490,982

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源			消費的収支 調整額
					減積立金	建設改良積立金	過損留保資金	
第1項	建設改良費	千円 490,982	千円 21,609	千円 469,373	千円 267,560	千円 160,080	千円 41,733	
第2項	企業債償還金	124,694		124,694	24,026	100,668		
第3項	投資	15		15		15		
	計	615,691	21,609	594,082	267,560	260,763	41,733	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金	金額	変更金額
職員給与	千円	372,224	千円 375,662

令和5年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	889,269	550	889,819
第1項 営業費用	882,323	550	882,873

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	56,769 千円	57,319 千円

令和5年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	78,383,872	422,621	78,806,493
第1項	医療費用	76,490,057	420,126	76,910,183
第2項	医療外費用	1,893,615	2,495	1,896,110

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,856,979千円は、過年度分損益勘定留保資金1,856,979千円で補てんするものとする。

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	8,886,007	692	8,886,699
第1項	建設改良費	3,379,060	692	3,379,752

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与与費	40,724,859千円	41,148,172千円

令和5年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	流域下水道事業費用	千円 12,112,227	千円 937	千円 12,113,164
第1項	営業費用	11,197,117	937	11,198,054

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,278,488千円は、当年度分損益勘定留保資金1,426,850千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額303千円、当年度利益剰余金処分額807,817千円及び繰越利益剰余金処分額43,518千円で補てんする。

支出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 6,905,116	千円 3,527	千円 6,908,643
第1項	建設改良費	4,166,155	3,527	4,169,682

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与	千円 302,903	千円 307,367

令和5年度新潟県一般会計補正予算

令和5年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,707,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,370,729,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳入				
款	項	補正前の額 (第134号議案による 補正額を含む)	補正額	計
第9款 国庫支出金		千円 154,750,393	千円 5,705,019	千円 160,455,412
	第2項 国庫補助金	124,695,657	5,705,019	130,400,676
第13款 諸収入		236,269,967	2,325	236,272,292
	第6項 収益事業収入	2,349,628	2,325	2,351,953
歳入	合計	1,365,022,344	5,707,344	1,370,729,688

2 歳 出		補 正 前 の 額 (第134号議案による 補正額を含む)	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
第3款 環境	第4項 防災 費	5,612,216	146,400	5,758,616
第4款 福祉	保健 費	197,824,731	1,058,221	198,882,952
	第1項 福祉 保健 費	22,119,223	544,500	22,663,723
	第3項 地域医療政策 費	12,140,190	132,999	12,273,189
	第5項 高齢福祉保健 費	44,211,296	378,847	44,590,143
	第8項 障害福祉 費	23,225,890	525	23,226,415
	第9項 子ども家庭 費	25,750,790	1,350	25,752,140
第6款 産業	産業 費	223,043,370	3,813,724	226,857,094
	第1項 産業政策 費	2,328,725	57,804	2,386,529
	第2項 地域産業振興 費	200,224,892	2,184,938	202,409,830
	第3項 創業・イノベーション推進 費	2,858,339	260,500	3,118,839
	第4項 産業立地 費	11,183,893	1,310,482	12,494,375
第7款 農林水産業	産業 費	67,797,818	432,699	68,230,517
	第2項 地域農政推進 費	7,397,211	221,000	7,618,211
	第3項 農産園芸 費	2,094,802	4,241	2,099,043
	第6項 畜産業 費	1,555,618	185,458	1,741,076

	第8項 林業費	11,131,225	22,000	11,153,225
第8款 土木費		144,122,972	166,550	144,289,522
	第7項 交通政策費	3,643,081	121,212	3,764,293
	第8項 港湾振興費	636,917	45,338	682,255
第10款 教育費		158,343,623	89,750	158,433,373
	第7項 保健体育費	523,031	2,700	525,731
	第8項 私学教育振興費	10,544,603	87,050	10,631,653
歳出	合計	1,365,022,344	5,707,344	1,370,729,688

第2表 繰越明許費補正 1 追加				
款	項	業名	金額	額
第3款 環境費	第4項 防災費	LPGガス料金高騰対策家庭向け支援費	146,400	千円 146,400
第4款 福祉保健費	第5項 高齢福祉保健費	医療・社会福祉施設等原油・原材料価格高騰等 対応設備導入緊急支援費	187,978	187,978
第6款 産業費	第1項 産業政策費	専門家派遣費	57,804	57,804
	第2項 地域産業振興費	エネルギー価格・物価高騰等対応 中小企業等総合支援費	2,168,142	2,168,142
	第3項 創業・イノベーション推進費	地場産業振興総合支援費	16,796	16,796
	第4項 産業立地費	特別高圧電力利用事業者等支援費	260,500	260,500
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	IT企業立地イニシャルコストゼロ IT企業立地イニシャルコスト事業費	128,030	128,030
	第3項 農産園芸費	農林水産業総合振興事業助成費	221,000	221,000
	第6項 畜産業費	高温対策栽培技術等の実証支援補助金	4,241	4,241
	第8項 林業費	飼料価格高騰緊急対策補助金	185,458	185,458
		さのこ王国支援事業補助金	22,000	22,000

第10款 教 育 費	第8項 私学教育振興費	私立学校等原油・原材料価格高騰等対応費 私設備 緊急 支援	86,000
合 計			3,484,349

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年1月9日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部地域医療政策課

電話番号 025-280-5981

Eメール ngt040320@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和6年2月6日（火） 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

令和6年2月7日（水） 午前9時

新潟県福祉保健部地域医療政策課

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和6年1月15日（月）午後5時までに、出納局会計検査課に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和6年1月29日（月）午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県基幹病院事業）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Ultrasound imaging system [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4 : 00P.M. January 29 2024

(3) Date of bid opening:

9 : 00A.M. February 7 2024

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Regional Health Policy Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5981

E-mail: ngt040320@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域的生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年1月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アークガレリア長岡A街区
所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 アークランズ株式会社
 - 法人代表者氏名 代表取締役 坂本 晴彦
 - 住所 三条市上須頃445番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 アークランズ株式会社
 - 法人代表者氏名 代表取締役 坂本 晴彦
 - 住所 三条市上須頃445番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年8月23日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計17,690平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計372台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計30台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計431.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計65.538立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前6時15分から午後9時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時00分から午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 9箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後9時00分
- 7 届出年月日
令和5年12月22日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和6年1月9日から令和6年5月9日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年1月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アークガレリア長岡B街区
所在地 長岡市塚町字蒲田25-1 外
設置者 アークランズ株式会社 他1者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 計1,486平方メートル
(変更後) 計3,962平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - イ 荷さばき施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - ウ 廃棄物等保管施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・D棟
(変更前) なし
(変更後) 午前6時15分から午後9時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後9時30分
(変更後) 午前6時00分から午後9時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) ・出入口の数 6箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) ・出入口の数 5箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・荷さばき施設D
(変更前) なし
(変更後) 午前6時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日
2-(1)、(2) 令和6年8月23日
2-(3) 令和5年12月23日
- 4 変更の理由
D棟の新設に伴い施設の配置と運営方法に変更が生じるため
- 5 届出年月日

令和5年12月22日

- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年1月9日から令和6年5月9日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

林業種苗生産事業者講習会の開催について(公告)

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、令和5年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和6年1月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の日時
令和6年2月16日(金) 午前10時から午後5時まで
- 2 講習会の場所
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県行政庁舎1301会議室
- 3 講習会の対象者
新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者並びにその生産事業に従事している者または従事しようとする者
- 4 受講手続
以下のいずれかの方法により手続きすること。
 - (1) 新潟県電子申請システムにおいて、令和6年2月8日(木)までに新潟県林業種苗法施行細則(昭和45年新潟県規則第117号)に定める受講申込書を提出するとともに、受講手数料14,000円の支払いを行う。
 - (2) 新潟県林業種苗法施行細則(昭和45年新潟県規則第117号)に定める受講申込書に受講手数料(新潟県収入証紙14,000円)を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林(水産)振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に令和6年2月8日(木)までに提出する。